

生徒心得

1. 登校

- (1) 朝の予鈴 8 時 25 分

始業時刻 8 時 30 分（ホームルームに入って席に着いている。）

2. 欠席・遅刻・早退・欠課・忌引

- (1) 欠席および忌引の場合は、本人・家族からホームルーム担任に届け出る。

忌引等の日数は、次の日数を越えない範囲で認める。

父母（父母に代わる保護者） … 7 日

祖父母、兄弟姉妹 … 3 日

3 親等（叔父・叔母・曾祖父母等）の親族 … 1 日

生計を一にするその他の家族 … 1 日

- (2) 病気のため欠席が 1 週間以上にわたるときは、治療の証明になるものをホームルーム担任に提出する。

- (3) 遅刻したときは、所定の様式【遅刻届】に記入し、年次主任の印をもらってから入室し、教科担任の確認を受け、速やかにホームルーム担任に提出する。

- (4) 早退及び外出する場合は、所定の様式【早退届】に記入し、年次主任、ホームルーム担任の許可を得る。

- (5) 対外試合および受験等で欠席する場合は、所定の手続きを経る。

3. 所持品

- (1) 所持物品には必ず固有番号と氏名を明記しておく。
- (2) 娯楽用具等、学校生活に不要なものは持参してはならない。
- (3) 紛失物、遺失物、拾得物があるときは生徒指導部に届ける。
- (4) 所持品や金銭等をみだりに貸借してはならない。

- (5) 携帯電話等の使用については、「校内における携帯電話等の使用上の注意事項」を遵守する。
- (6) 貴重品の管理は十分注意する。

4 . 校舎・校具

- (1) 校舎・校具を大切にし、破損・汚損した場合にはホームルーム担任に申し出、所定の様式【器物破損・損壊届】に記入し届け出る。
- (2) 故意に破損、汚損したときは現物又は代金をもって弁償し、悪質なものは懲戒の対象となる。
- (3) 校舎や校具を使用する場合には、所定の様式【物品借用願】により願い出て、校長の許可を得る。

5 . 校外行事

- (1) 校外の集会や諸団体の行事に参加する場合は、所定の様式【校外行事参加願】により届け出る。

6 アルバイト

- (1) 在学中のアルバイトは、原則として禁止する。
- (2) ただし、長期休業中のアルバイトについては、ホームルーム担任に相談し、所定の様式【アルバイト許可願】により願い出て、校長の許可を得る。この場合、下記の許可基準に合ったものでなければならない。

許可基準

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①学校生活に支障がないこと。②アルバイト期間は14日以内であること。③午後7時以降の仕事でないこと。④危険な仕事でないこと。 |
|---|

⑤パチンコ店・酒場などの遊興客に接する仕事でないこと。

⑥宿泊（車中泊含む）を伴う仕事でないこと。

7 . 旅行・キャンプ・登山

- (1) 旅行（宿泊を伴うもの）する場合には所定の様式により届け出る。
- (2) キャンプ・登山は保護者承諾の上、事前に計画書を添え所定の様式【許可願】により届け出る。

8 . 下 宿

- (1) 下宿等をする場合はあらかじめホームルーム担任を通じて所定の様式【下宿届】により願い出て校長の許可を得る。
- (2) 下宿等は原則として、つがる市内とし、男女の同宿は認めない。また、男女間での下宿等の訪問をしてはならない。
- (3) 下宿等に友人を泊めたり、遊び場、たまり場等にして周囲に迷惑をかけないようにする。
- (4) 上記心得に違反した場合は、許可を取り消すこともある。

9 . 外 泊

- (1) 保護者の許可なく、外泊してはならない。

10 . その他

- (1) 身分証明書は常に携帯し、外出は午後 9 時までとする。
- (2) 生徒間で発行する新聞、雑誌、その他の文書類は、関係教師及び生徒指導部の許可を得る。
- (3) 校舎内外におけるポスター等の掲示、印刷物の配布は、生徒指導部の承認を得る。

服 装 規 程

(総 則)

第1条 この規程は本校生徒が登下校時等で着用する制服や容儀について定めるものである。

- (1) 制服は正しく着用し、清潔かつ質素・端正なものとする。
- (2) やむを得ない事情により指定以外の服装をする場合は、所定の様式【異装許可願】を提出し生徒指導部長の許可を受ける。
- (3) 冬季・夏季制服の着用期間は原則として次のとおりとする。

冬季制服 4月1日 ～ 5月31日

夏季制服 6月1日 ～ 9月30日

冬季制服 10月1日～ 3月31日

(男子制服)

第2条 制服は標準認定マーク付きの黒色詰襟学生服とする。

- (1) 指定のバッジを左襟につける。
- (2) ボタンは指定のものをつける。
- (3) ズボンは幅の極端に広いものや狭いものは認めない。
- (4) ベルトは革製または合成皮革製で色は黒・こげ茶とし、装飾のないものとする。
- (5) 学生服の下にパーカーを着用し、フードを出すことは認めない。
- (6) ソックスは、スニーカーソックスや派手なものは認めない。

第3条 夏季制服は白色ワイシャツ（半袖・開襟可）とし、胸ポケット上に指定のシールバッジ（生徒指導部で販売）をつける。

(女子制服)

第4条 制服は指定のものとする。→スタイル画参照

- (1) バッジは指定のものを用い、上着の左襟先につける。
- (2) ストッキング又はタイツは、黒色のものを着用する。
- (3) スカート丈は、膝が隠れる程度とする。
- (4) 冬季の防寒用として、制服の中にセーター・カーディガンの着用を認める。ただし、制服の袖口から出ないようにする。色は濃紺・黒・グレーとする。
- (5) 冬季の防寒用のために、ストッキングやタイツの上にソックスを着用する場合は、無地で黒・グレー・紺を基調としたスニーカーソックスとし、派手なものは認めない。

第5条 夏季制服は指定のものとする。→スタイル画参照

- (1) バッジは指定のものを用い、ベストのポケット上につける。
- (2) ソックスは白色とし、ハイソックス等は認めない。

(加工の禁止)

第6条 本校指定の制服を加工してはならない。

(コート類)

第7条 防寒具は、華美なものを避け、派手なプリントや刺繍がないものとする。ただし、ジャージ・パーカー等の着用は認めない。

(頭 髪)

第8条 頭髪は常に清潔にし、他に不快感を与えてはならない。

- (1) 男女とも、パーマ、染色、カール等の加工髪は認めない。また極端な髪型や流行を追った髪型にしない。

(2) 男子について

- ア. 後髪は、襟にかからないようにする。
- イ. 横髪は、耳にかからないようにする。
- ウ. 目にかからないものとする。
- エ. もみあげは、耳たぶを越えないものとする。

(3) 女子について

- ア. 目にかからないものとする。
- イ. ヘアピン類は、黒・紺または茶とし、大型で派手なものは認めない。
- ウ. 髪を束ねる場合は極端に高い位置で結うことは避ける。また、だんごヘアは認めない。

(履 物)

第9条 靴は、革製または合成皮革製及びスニーカーとする。ただし華美でないものとする。

第10条 冬季の靴は、スノトレ・長靴・ブーツも認める。ただし華美でないものとする。（雪が降った日から可）

第11条 上履きは、指定のものとする。

(鞆)

第12条 鞆は学生鞆・バッグ・リュックとし、教科書の入らないものや袋は認めない。

(化粧・服飾・装身具)

第13条 化粧、マニキュア、眉毛の加工等は認めない。

第14条 ピアス、ネックレス、ブレスレット（スポーツ用品を含む）等の着装は認めない。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日一部を改正し、同日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日一部を改正し、同日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日一部を改正し、同日から施行する。

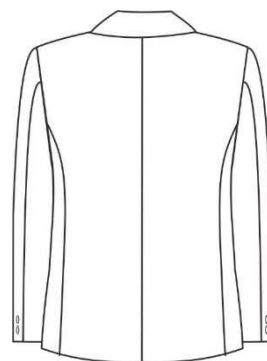
スタイル画

【冬 服】

上
着

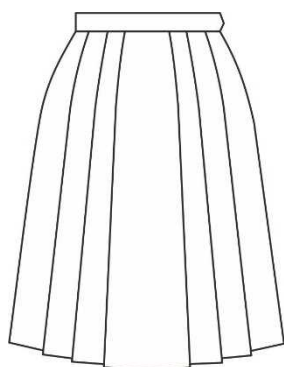


まえ



うしろ

ス
カ
ー
ト

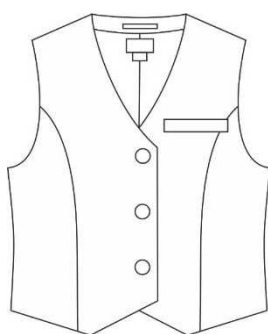


長
袖
ブ
ラ
ウ
ス



【夏 服】

上
着

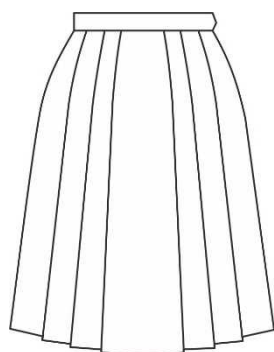


まえ



うしろ

ス
カ
ー
ト



半
袖
ブ
ラ
ウ
ス



運転免許取得およびバイク等使用規程

- 1 . 運転免許を取得する場合は所定の様式【自動車学校入校許可願】により願い出て、校長の許可を得なければならない。
- 2 . 普通自動車免許、準中型自動車免許の取得のため自動車学校への入校は第3年次第2学期中間考査後とする。
※進路や成績、生活態度によってこの限りではないので年次の指導に従うこと。
- 3 . 運転免許を取得した場合はただちに学校へ届出【免許取得届】をしなければならない。
- 4 . 自動車の運転は卒業まで認めない。
- 5 . バイク、原動機付自転車の運転は認めない。
- 6 . 本規程に違反した場合は、許可を取り消し、懲戒の対象とする。

附 則

この規程は、平成9年4月1日より施行する。

この規程は、平成15年5月21日一部を改正し、同日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日一部を改正し、同日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日一部を改正し、同日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日一部を改正し、同日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日一部を改正し、同日から施行する

この規程は、令和4年4月1日一部を改正し、同日から施行する

アルバイト規程

1. 在学中のアルバイトは、原則として禁止する。
2. 長期休業中のアルバイトについては、ホームルーム担任に相談し、所定の様式により
願い出て、校長の許可を得る。この場合、許可基準に合ったものでなければなら
ない。
3. 講習や模擬試験、学校行事がある場合はそちらを優先する。
4. 無断でのアルバイトは懲戒対象となる。

<許可基準>

- ① 学校生活に支障がないこと。
- ② アルバイト期間は14日以内であること。
- ③ 8時間を超える就業や午後7時以降の仕事でないこと。
- ④ 危険な仕事でないこと。
- ⑤ パチンコ店・酒場などの遊興客に接する仕事でないこと。
- ⑥ 宿泊（車中泊含む）を伴う仕事でないこと。

附 則

この規程は、令和4年4月1日より施行する

生徒会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は青森県立木造高等学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は会員が自治的に行動することによって偉大な学園を建設し、以て有為な世界人としての資質を養うことを目的とする。
- 第3条 本会は本校の生徒全体によって構成される。
- 第4条 会員は会費を納め、会則の下に互いに一致協力しなければならない。
- 第5条 本会の運営を円滑に行うために評議会、理事会、監理会の3つの機関を設置する。
- 第6条 本会の全般的運営と会の健全な発展を期するために、各部署に本校教職員より顧問を置く。ただし、人員その他に関しては校長に一任する。
- 第7条 本会は校長から委託された権限に付随する責任において行動するものとする。

第2章 役 員

- 第8条 会員は全て本会役員の選挙権、被選挙権及び罷免権を有する。
- 第9条 本会は役員として会長1名、副会長1名、評議会議長1名、監理会議長1名、応援団1名を置き、任期は当該年度の改選役員選挙後より次年度の改選役員選挙までとする。
- 第10条 会長、副会長、評議会議長、監理会議長、応援団長は会員による選挙によって選出し、改選役員選挙は毎年10月に行う。なお、これらの役職に欠員が生じた場合は補欠選挙を行う。ただし、補欠選挙は1回限りとする。補欠選挙でも決まらなかった場合は、生徒会長が欠員の役職者を指名する。その場合、指名された者について監理会で承認を得る。

- 第 11 条 本会の選挙管理と選挙事務は全て選挙管理委員会が行い、選挙に関する細則は別にこれを定める。
- 第 12 条 役員辞任は評議会の承認を必要とする。
- 第 13 条 役員として不適任と認められる場合、理事会がこれを議事として評議会に提出し、評議会の全会一致で可決した場合、当該者は速やかに辞任しなければならない。
- 第 14 条 役員辞任にともなう後任者の選出は、前任者辞任後 2 週間以内に行い、任期は前任者の残余期間とする。
- 第 15 条 役員の兼任は原則としてこれを認めない。ただし、評議会の承認のある場合はその限りではない。
- 第 16 条 会長は本会を代表し会務を総理するとともに、会計、書記を指名し、評議会の承認を得る。
- 第 17 条 副会長は会長を補佐し、会長不在のときにはこれを代行する。
- 第 18 条 書記は生徒大会、評議会、理事会の議事を記録、保管する。
- 第 19 条 会計は本会の出納管理、事務を行う。

第 3 章 生徒大会

- 第 20 条 生徒大会は本会最大の権限を有する最高機関であり、会長がこれを招集する。
- 第 21 条 生徒大会は年度内に 2 回の定例大会を開くこととし、評議会、理事会、また会員の 3 分の 1 以上の要求があるとき、会長は臨時大会を招集しなければならない。
- 第 22 条 生徒大会は会員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。議事は出席者の過半数により決し、賛否同数の場合は議長が決する。
- 第 23 条 生徒大会の議長・副議長は評議会議長・副議長がこれを行う。
- 第 24 条 定例生徒大会の議題は開催の 3 日前までに会員に告示しなければならない。ただし、臨時大会の場合はこの限りではない。

第4章 評議会

第25条 評議会は生徒大会に次ぐ議決機関であり、議長がこれを招集する。

第26条 評議会は評議員で構成され、評議員は各ホームルームから2名ずつ選出する。

第27条 副議長1名は、評議会議長が指名し、評議会の議決で任命する。

第28条 評議会への課題提出権と傍聴権は全会員にあり、議題は評議会議長が受理する。

第29条 会員の5分の1以上、評議員の3分の1以上、または監理会、理事会の要求があるとき、議長は評議会を招集しなければならない。

第30条 評議会は、評議員全体の3分の2の出席により成立する。議事は出席議員の過半数により決し、賛否同数の場合は議長が決する。また、評議員は決定事項を会員に伝達しなければならない。

第31条 評議会は本会の細則を定める事ができる。

第5章 理事会

第32条 理事会は本会唯一の執行機関であり、会長がこれを招集する。

第33条 理事会は生徒会執行部、各常任委員会で構成される。

第34条 会長及び各常任委員長は年度始に年間活動計画案を提出し、評議会の審議を経て生徒大会で承認を得るものとする。

第35条 理事会の執行機関として次の6つの常任委員会を設置する。

1. 校紀委員会
2. 厚生委員会
3. 運動委員会
4. 学芸委員会
5. 放送委員会
6. 図書委員会

- 第 36 条 各委員会は各ホームルーム選出の委員で構成する。任期は、4 月から翌年の 3 月までとする。委員長、副委員長は委員の中から選出する。
- 第 37 条 校紀委員会は会員の校内外における規律維持に関し企画推進する。
- 第 38 条 厚生委員会は会員の健康管理、環境美化に関し企画推進する。
- 第 39 条 運動委員会は会員の保健、体育の向上と発展をはかり、運動に関する学校行事等の運営にあたる。
- 第 40 条 学芸委員会は会員の教養の向上と発展を図り、文化的な学校行事等の運営及び生徒会誌「六華」の編集を行う。
- 第 41 条 放送委員会は放送関係全般の管理を行う。
- 第 42 条 図書委員会は図書館の運営に協力し、生徒の読書生活の充実と向上と発展を図り、運営にあたる。
- 第 43 条 臨時委員会は評議会の決定により成立し、目的完了と同時に解散する。
- 第 44 条 理事会の経理は一般会計に含まれる。

第 6 章 監理会

- 第 45 条 監理会は会則の擁護と生徒会活動全般の監理を目的とする独立した機関である。
- 第 46 条 監理会員は各ホームルーム選出の委員で構成し、副議長は監理会議長が任命する。
- 第 47 条 監理会議長は定例生徒大会でその活動状況を報告する。また、必要に応じて臨時評議会に活動状況を報告する。

第 7 章 応援団

- 第 48 条 本会は全員応援団員の資格がある。

第 49 条 応援団幹部は各ホームルームより 2 名以上とし、任期は 4 月から翌年 3 月 3 1 日までとする。

第 50 条 応援団長は年度始に年間活動計画案を提出し、評議会の審議を経て生徒大会で承認を得るものとする。

第 8 章 部活動

第 51 条 会員は全てその好むところに従って部活動に参加する権利を有する。

第 52 条 各部には部長、副部長を置く。

第 53 条 各部の経理は一般会計に含まれる。

第 54 条 部の新設は、別に定める同好会規約による。

第 55 条 顧問は会計を統轄し、保護者に報告する。

第 9 章 予算と会計

第 56 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までとし、会費は評議会の決議によって定められる。

第 57 条 理事会は関係各機関の意見、資料等を参考にして予算を作成する。

第 58 条 予算は理事会案を評議会で検討決定し、生徒大会で承認を得る。ただし、否決された場合は理事会に差し戻す。再び生徒大会で否決された場合は、決定権を評議会に委任する。

第 59 条 予算外の出納は全て評議会の承認を必要とする。

第 60 条 会計は定例生徒大会で会計報告を行い、また、評議会、監理会からの要求のある時は随時報告しなければならない。

第 10 章 改 正

第 61 条 会則改正は会員の 3 分の 1 以上の要求、または理事会により発議され、評議会の審議を経た後、会員の承認を得て決定される。この承認には生徒大会において会員全体の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

附 則

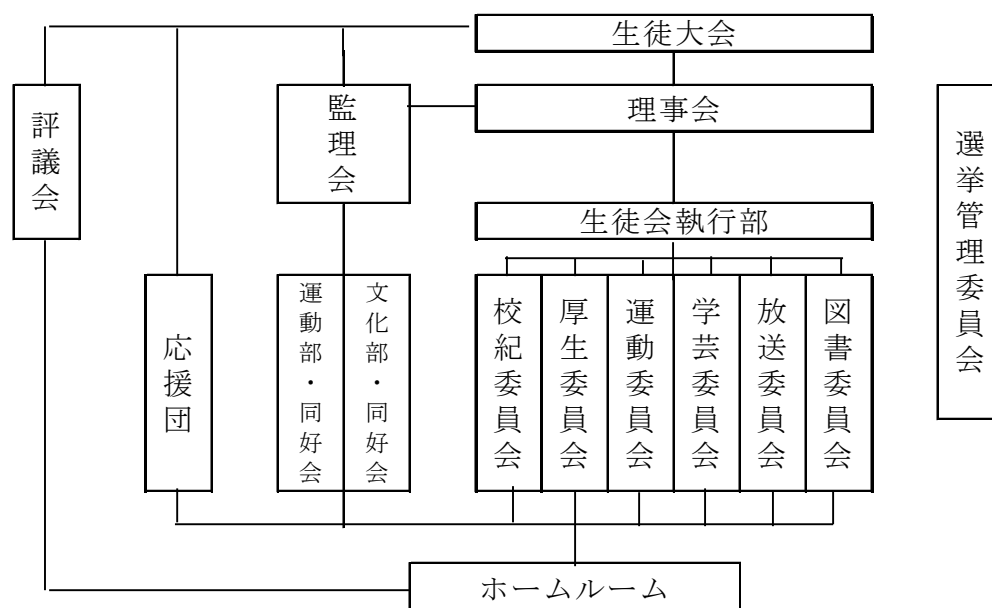
この会則は、昭和37年8月28日より適用する。

この会則は、平成12年4月27日一部を改正し、同日より適用する。

この会則は、平成25年4月1日一部を改正し、同日より適用する。

この会則は、令和３年４月１日一部を改正し、同日より適用する。

＜生徒会機構図＞



選 挙 規 程

第1章 総 則

第 1 条 この選挙規定は生徒会会則第 10 条に基づき生徒会会長、副会長、評議会議長、監理会議長、応援団長の選挙方法を規定したものである。

第2章 選挙管理委員会

第 2 条 選挙管理委員会は選挙管理と選挙事務すべてを行う。

第 3 条 選挙管理委員会は各ホームルームより 1 名ずつ選ばれた委員によって構成され、委員長は委員より互選される。

第 4 条 選挙管理委員は立候補及び立候補の責任者をすることができない。

第 5 条 選挙管理委員会は細則を定める事ができる。

第3章 立候補

第 6 条 立候補者は所定の用紙に必要事項記入の上、選挙管理委員長に届け出る。

第 7 条 立候補に際しては、1 名以上の責任者を必要とする。

第4章 選挙運動

第 8 条 選挙運動は立候補締切の翌日から投票日の前日までとする。

第 9 条 掲示用紙は選挙管理委員会から受け取ったもののみとし、定められた場所に掲示する。

第 10 条 立候補者のホームルーム訪問は自由とする。

第 11 条 立会演説は、投票に先だって立候補者と責任者が行う。

第5章 投 票

第 12 条 投票は選挙管理委員会が定めた場所で行う。

第 13 条 投票は無記名で行い、投票用紙の様式及び投票方法等は選挙管理委員会が定める。

第 14 条 投票日に公欠となる者は、選挙管理委員会が指定した日に不在者投票ができる。

第6章 開 票

第 15 条 有権者の 3 分の 2 以上の投票がないときその選挙は無効とし、改めて選挙を行う。

第 16 条 開票は選挙管理委員長の責任で即日行う。また、開票結果についても選挙管理委員長の責任で速やかに発表する。

第 17 条 定められた用紙・方法以外の投票は無効とし、その判定は選挙管理委員長が行う。

第7章 当 選

第 18 条 最高得票者を当選とする。ただし、その得票数が全投票数の 4 分の 1 に満たない場合は次点の者と決選投票を行う。

第 19 条 最高得票者が複数であった場合、決選投票を行う。

第 20 条 立候補者 1 名の場合は信任投票を行い、全投票数の過半数の信任で当選とする。

第8章 選挙違反

第 21 条 立候補者は選挙規程を守り、責任ある行動をとらなければならない。

第 22 条 選挙違反が選挙管理委員の 3 分の 2 以上によって認められた場合は、即時立候補を却下する。

第 23 条 当選者の選挙違反が選挙管理委員の 3 分の 2 以上によって認められた場合、その当選は無効となり、後日再選挙を行う。

第9章 改 正

第 24 条 本規程を改正する場合、選挙管理委員の 3 分の 2 以上の賛成を経て改正案とし、評議会で決議する。

附 則

この規程は、昭和 4 6 年 4 年 1 日より施行する。

この規定は、平成 1 2 年 4 月 2 7 日一部を改正し、同日より施行する。

この規定は、平成 2 5 年 4 月 1 日一部を改正し、同日より施行する。

この規定は、平成 3 1 年 3 月 1 3 日一部を改正し、同日より施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日一部を改正し、同日より施行する。

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日一部を改正し、同日より施行する。

同 好 会 規 約

第1章 総 則

第1条 この規約は、生徒会会則第54条に基づき同好会に関する事項を規定したものである。

第2章 同好会設立

第2条 申請者は3名以上とし、同好会設立申請書と同好会活動計画書を監理会議長へ提出し、以下の臨時委員会を経て設立ができる。

(1) 同好会設立に関する臨時委員会（構成員は下記の通り）

- ① 生徒会会長
- ② 申請者代表
- ③ 監理会
- ④ 生徒指導部

(2) 顧問会議

(1)と(2)の了承を得たうえで同好会の設立が認められる。

第3章 監 理

第3条 監理会は、同好会の活動状況・人数等について監査する。

第4章 部昇格

第4条 1年間の同好会活動を経て部昇格を申請できる。

第5条 申請者は5名以上の構成員で部昇格申請書を監理会議長に提出し、以下の臨時委員会を経て、部に昇格できる。

- (1) 当該同好会の監査結果の諮問
- (2) 部昇格に関する臨時委員会（構成員は下記の通り）
 - ① 生徒会会長
 - ② 申請者代表
 - ③ 監理会
 - ④ 生徒指導部
- (3) 顧問会議

第5章 同好会への降格

第6条 構成員が5名に満たない状況が2年間続いた場合、監理会が活動状況や部の伝統、実績等を精査し、以下の臨時委員会を経て、部を同好会へ降格する。

- (1) 同好会降格に関する臨時委員会（構成員は下記の通り）
 - ① 生徒会会長
 - ② 当外部代表
 - ③ 監理会
 - ④ 生徒指導部
 - (2) 顧問会議
- (1)と(2)の了承を得たうえで同好会への降格が認められる。

第6章 予 算

第7条 同好会に対する予算は配分はしない。なお、部昇格、同好会降格が認められた場合は翌年度からの会計処理とする。

第7章 改 正

第8条 本規約を改正する場合は監理会が発議し評議会で決議する。

附 則

この規約は、昭和46年1月1日より適用する。

この規約は、平成12年4月27日一部を改正し、同日より適用する。

この規約は、平成15年5月21日一部を改正し、同日より適用する。

この規約は、令和4年4月1日一部を改正し、同日より適用する。

合 宿 規 程

1 合宿の目的

本校教育目標遂行のための、心身の鍛錬、研修、学習等を行うことを目的とする。

2 合宿手続と許可

合宿するときは生徒責任者および担当教師は、次の書類を生徒指導部に提出し校長の許可を得なければならない。

- (1) 合宿許可願
- (2) 保護者承諾書
- (3) 合宿計画書
- (4) 合宿参加者名簿

3 合宿時期と期間

合宿の期間は1週間を限度とする。ただし、それ以上の期間を必要とする場合は、合宿願にその理由を付し、許可を得なければならない。

4 合宿停止

下記の事項に触れた場合は合宿を停止することがある。（該当の部（団体）は1年間合宿を禁ずる場合がある）

- (1) 無断合宿が発見された場合
- (2) 合宿心得に違反した場合

5 監督者

- (1) 合宿期間中担当教師は生徒と起居を共にし、その指導監督にあたる。ただし、やむを得ない場合の代理人は本校職員に限り認める。
- (2) 監督者は合宿中、合宿所の状況、合宿者の状況等を日誌に記入し、合宿終了後直ちに会館係に提出する。

6 合宿心得

- (1) 合宿者は、目的を達成するよう規律ある行動をしなければならない。
- (2) 合宿中の日課表は生徒責任者が担当教師の指導のもとに作成し、実行すること。
- (3) 勉強は毎日一定時間一斉に行い、合宿のため学業を怠らないようにすること。
- (4) 健康、衛生に十分留意すること。
- (5) おそくとも23時までには消灯して就寝すること。
- (6) 室内を清潔にし、所持品は常に整頓して快い環境とするよう留意すること。
- (7) 許可された部屋および物品以外の使用を禁ずる。
- (8) 合宿に際し他より貸与を受けた物品は責任をもって大切に管理し、合宿終了後は直ちに返還し、貸与者に迷惑をかけないようにすること。
- (9) 合宿を許可された者以外、合宿所への出入りを禁ずる。

附 則

この規程は、昭和55年3月6日より施行する。

この規程は、平成25年4月1日一部を改正し、同日より施行する。

図書館利用規程

開 館

- 1 生徒出校日は原則として開館する。
- 2 開館時間は次のとおりとする。
平 日…… 昼休み・放課後 17 時まで
- 3 開閉館時刻の変更・臨時休館の際はそのつど告示する。
- 4 長期休業中の貸出および開館日時はそのつど別に告示する。

館内閲覧

- 5 自由に書架から探して使用すること。
- 6 閲覧済みの本はかならず元の位置に返すこと。

館外貸出

- 7 借りたい本を係に渡し、承認を受けて帯出すること。
- 8 貸出数は一人2冊まで、期間は7日以内とする。
- 9 禁帯出箋の付いた事典・図鑑等の特殊書籍は原則として貸出しない。

その他

- 10 必要な書物が見つからない時は係に相談すること。
- 11 鞆以外の物はなるべく館内に持ち込まないこと。
- 12 静粛を心がけ、飲食は控えること。

- 13 記帳台内に立ち入らないこと。
- 14 館内全般の整理整頓を心がけること。
- 15 図書を汚破損・紛失した場合は弁償しなければならない。

附 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 1 5 年 4 月 1 日一部を改正し、同日から施行する。

この規程は、平成 1 7 年 4 月 1 日一部を改正し、同日から施行する。

この規程は、平成 2 3 年 4 月 1 日一部を改正し、同日から施行する。